

平成31年1月28日

平成31年千葉市教育委員会会議第1回定例会

千葉市教育委員会

千葉市教育委員会会議第1回定例会議事日程

平成31年1月28日(月)
午後2時開会

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会期の決定
- 4 会議録の承認
- 5 議事日程の決定
- 6 非公開審議の決定
- 7 報告事項
 - (1) 再任用校長の導入・配置について 1
[教育職員課]
 - (2) 平成31年度千葉市立高等特別支援学校の入学者選考について
..... 3
[教育支援課]
- 8 議決事項
 - 議案第1号 平成30年度補正予算について 5
[企画課・学校施設課・学事課]
 - 議案第2号 平成31年度当初予算について 11
[総務課]
 - 議案第3号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する
条例の一部改正について 23
[教育職員課]
 - 議案第4号 千葉市生涯学習センター設置管理条例等の一部改正に
ついて 25
[生涯学習振興課]
 - 議案第5号 千葉市公民館設置管理条例の一部改正について
..... 27
[生涯学習振興課]
- 9 臨時代理報告
 - 報告第1号 「学校における働き方改革プラン」の策定について
..... 29
[教育職員課]

報告第2号 職員の処分について

[教育職員課]

10 その他

11 閉会

報告事項（１）

再任用校長の導入・配置について

教育総務部教育職員課

千葉市では、教職員の大量退職の時期を迎えるなかで、安定的な学校運営を進めるために、再任用校長を配置することとしましたので、報告いたします。

1 経緯

平成30年度から3年間で、約150名の校長が退職します。大量退職の時期を迎え、経験豊かな校長が減ることになり、本市学校教育の安定的運営が求められています。

そこで、経験豊富な校長を再任用し、学校を管理運営する上での知識や方策の伝達を円滑に行い、本市学校教育の安定的な運営を進めるために行うものです。

2 配置開始時期

平成31年4月から

3 平成31年度の配置人数及び任用期間並びに職務及び給与

(1) 配置人数

若干名

(2) 任用期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日の1年間

※なお、平成32年4月1日以降の再任用の実施及び人数については、導入による効果と課題について総合的に判断し、決定します。

(3) 職務及び給与

再任用校長の職務は、定年前の校長と同一です。また、給与については、再任用職員の給与体系が適用されます。

4 選考について

本年度退職する校長の中で、再任用の校長を希望する者を募り、その中から管理職としての優れたリーダーシップや意欲、勤務実績や人事考課などを総合的に判断して選考します。

5 配置校について

市立小・中・特別支援学校の中から、豊富なキャリアや能力が学校経営に生かされるよう、適性や専門性などを考慮して配置校を決定します。

<参考>

他政令市の状況について

文部科学省の「公立学校教職員の人事行政状況調査」の結果によると、平成29年度は、横浜市、大阪市など政令指定都市8市で配置しており、合計266名の校長が再任用されています。

報告事項(2)

平成31年度千葉市立高等特別支援学校の入学者選考について

学校教育部教育支援課

1 志願状況

(1) 平成31年度千葉市立高等特別支援学校入学者選考の志願者数及び倍率

募集定員	志願者数			倍率
	男	女	計	
32	29	14	43	1.344

<参考>

千葉市立高等特別支援学校入学者選考の受検者数及び倍率

	募集定員	志願者数	受検者数			倍率	入学許可候補者数		
			男	女	計		男	女	計
30年度	32	47	31	15	46	1.437	22	10	32
29年度	32	44	35	9	44	1.375	25	7	32

2 検査について

(1) 選考日 平成31年1月15日(火)及び16日(水)

(2) 検査の内容

- ①作業能力検査 作業に対する態度、知識・技能。
- ②学力検査(50分) 社会自立・職業自立に必要な基礎的・基本的知識及び思考力・判断力・表現力等。
- ③運動能力検査 運動に関する関心・態度、基本的な運動能力。
- ④面接 高等部生活への意欲・関心、志願の理由、自己理解、集団生活への適応、コミュニケーション能力、職業・勤労観等。

(3) 選考方法

入学者の選考は、中学校等の校長の作成する報告書、志願者から提出された志願理由書等の書類の審査、検査、面接の結果を資料とし、志願者の適性、意欲等を総合的に判定して行う。

3 選考結果の発表

(1) 日時 平成31年1月23日(水) 午前9時

(2) 入学許可候補者

入学許可候補者数		
男	女	計
22	10	32

4 入学確約書の提出

平成31年1月30日(水) 午後4時まで

○入学許可候補者数については、千葉市教育委員会教育支援課のホームページでもご覧いただけます。

<http://www.city.chiba.jp/kyoiku/gakkokyoiku/kyoikushien/h30koutoutokushikakutei.html>

議案第1号

平成30年度補正予算について

平成30年度補正予算を定めることについて、次のとおり市長に申し出るものとする。

平成31年1月28日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

平成30年度補正予算について (教育みらい夢基金積立金)

教育総務部 企画課

1 補正理由

千葉市教育みらい夢基金への寄附金を積み立てる。

2 補正予算額 3,398 千円

【財源】 寄附金 3,398 千円

3 補正予算の内容

寄附金	平成30年12月19日現在	8件	3,278 千円
	平成30年12月20日～平成31年3月見込み		120 千円
計			3,398 千円

平成30年度補正予算について
(学校施設の環境整備に係る国の補正予算への対応等)

教育総務部 学校施設課

1 国の平成30年度補正予算への対応について

(1)補正理由

平成31年度に予定していた学校施設の環境整備の一部について、事業の迅速かつ円滑な実施を図るため、国の平成30年度補正予算を活用して予算措置を前倒しする。

(2)補正予算額 3,330,970 千円

【財源】	国費	1,004,772千円
	市債	2,248,000千円
	一般財源	78,198千円

【内訳】

事業名		補正予算額	主な内容	
1	学校施設の環境整備 (単年度事業分)	411,200千円	・外壁改修工事 (小:4校)	明許繰越
			・トイレ改修工事 (小:9校、中:5校)	
2	学校施設の環境整備 (小学校冷暖房設備設置事業) (継続費 H30～H31)	1,358,970千円	・冷暖房設備設置工事 (小:50校)	通次繰越
3	学校施設の環境整備 (中学校冷暖房設備設置事業) (継続費 H30～H32)	198,000千円	・冷暖房設備設置工事 (中:12校)	
合 計		3,330,970千円		

※ なお、上記2～3については、下記2により設定する継続費のうち30年度分の年割額であり、翌年度に通次繰越する。

2 継続費の設定

小・中学校への冷暖房設備設置については、事業期間が複数年度におよぶため、継続費を設定する。

<継続費 年度割額> (千円)

	平成30年度	2019年度	—	合計
冷暖房設備 設置工事 (小:50校)	1,358,970	1,928,530	—	3,287,500

※30年度分については、翌年度に逡次繰越する。

<継続費 年度割額> (千円)

	平成30年度	2019年度	2020年度	合計
冷暖房設備 設置工事 (中:12校)	198,000	105,250	303,250	606,500

※30年度分については、翌年度に逡次繰越する。

平成30年度補正予算について (就学援助(入学準備金)支給単価の増額)

学校教育部 学事課

1 補正理由

市立小中学校に就学する児童生徒が安心して教育を受けられるよう、経済的理由でお困りの保護者に学用品費等の就学援助を行っており、新入学児童生徒への就学準備として入学前の3月に「入学準備金」を支給している。

その支給単価は文部科学省の「要保護児童生徒援助費補助金」の新入学児童生徒学用品費等の単価に準じているが、昨年末の文部科学省通知により、単価増(案)が示されたため、3月に支給する中学校入学準備金の所要額を補正する。

【支給対象者】

平成31年4月入学予定者

【入学準備金単価】

支給単価 改定前 改定後

・中学校 47,400円 → 57,400円 (10,000円増) + 制服調整費4,000円 = 61,400円

2 補正予算額 7,657千円

【財源】 一般財源 7,657千円

3 補正予算の内容

【内訳】

中学校入学準備金 632人分

※追加認定者等を含む

4 今後の予定

平成31年 3月7日(木) 中学校入学準備金(現単価額分)を小学6年生の認定者へ支給

3月下旬 中学校入学準備金(増額分等)を小学6年生の認定者へ追加支給

5 参考(小学校入学準備金について)

中学校と同様に単価を増額し支給する。

改定前 改定後

40,600円 → 50,600円(10,000円増)

※既存予算にて対応

~~~~~

## 議 案 説 明

平成30年度補正予算について、市長に意見を申し出るため、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 2 号

平成 3 1 年度当初予算について

平成 3 1 年度当初予算を定めることについて、次のとおり市長に  
申し出るものとする。

平成 3 1 年 1 月 2 8 日提出

千葉市教育委員会教育長 磯 野 和 美

## 平成31年度当初予算（教育委員会所管分）の概要

一般会計 教育費 当初予算額 707億5,500万円

構成比（教育費／一般会計） 15.4%

増減率（対前年度） 6.6%

（単位：千円）

| 区 分                   |                     | 31年度        | 30年度        | 増 減        | 増 減 率 % |
|-----------------------|---------------------|-------------|-------------|------------|---------|
| 一 般 会 計 ①             |                     | 461,000,000 | 445,400,000 | 15,600,000 | 3.5     |
| 教 育 費（当初予算）②          |                     | 70,755,029  | 66,370,945  | 4,384,084  | 6.6     |
| 構 成 比 ②/①             |                     | 15.4        | 14.9        | -          | -       |
| 教 育 費（補正前倒し）③         |                     | 3,330,970   | 4,560,203   | △1,229,233 | △27.0   |
| 教 育 費（当初+補正）②+③       |                     | 74,085,999  | 70,931,148  | 3,154,851  | 4.4     |
| 構 成 比（②+③）/①          |                     | 16.1        | 15.9        | -          | -       |
| 諸 支 出 金 ④             |                     | 3,804       | 3,804       | 0          | 0.0     |
| 教育委員会所管（一般会計）(A)=②、③計 |                     | 74,089,803  | 70,934,952  | 3,154,851  | 4.4     |
| 特 別<br>会 計            | 学 校 給 食 事 業 (B)     | 8,689,166   | 8,390,447   | 298,719    | 3.6     |
|                       | 公 共 用 地 取 得 事 業 (C) | 267,804     | 3,804       | 264,000    | 6,940.1 |
| 教育委員会所管（全会計）(A)～(C)計  |                     | 83,046,773  | 79,329,203  | 3,717,570  | 4.7     |

### 【国の補正予算による前倒し実施分を含む】

一般会計 教育費 当初予算額 740億8,600万円

構成比（教育費／一般会計） 16.1%

増減率（対前年度） 4.4%

### 〔国の補正予算を活用する事業〕

・学校施設の環境整備 33億3,100万円

| 課名    | 事務事業名     | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 備考           |
|-------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 総務課   | 教育活動推進    | <p style="text-align: right;">1,177,736 ( 1,122,384 )</p> <p style="text-align: center;">〔 財産収入 6,500 繰入金 8,196 〕<br/>市費 1,163,040</p> <hr/> <p>各学校の実情に応じて児童生徒の教育に必要な物品の整備などを行う。</p> <p>教材教具購入費等<br/>                     小学校 14,349円/人→15,152円/人<br/>                     中学校 16,668円/人→17,681円/人</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 拡充           |
|       |           | <p style="text-align: right;">12,000 ( 19,800 )</p> <p style="text-align: center;">〔 国費 4,100 市費 7,900 〕</p> <hr/> <p>東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、多様性理解の力をはぐくむための教育を推進する。</p> <p>1 授業におけるパラスポーツの実施<br/>                     2 パラスポーツの試合観戦<br/>                     3 道徳教育用教材の作成<br/>                     4 記念陸上大会の開催<br/>                     5 オリパラ応援作品の制作</p>                                                                                                                                                                                                                       | 拡充<br><br>新規 |
| 学校施設課 | 学校施設の環境整備 | <p style="text-align: right;">4,392,979 ( 1,367,454 )</p> <p style="text-align: center;">〔 国費 487,313 市債 3,685,000 〕<br/>市費 220,666</p> <hr/> <p>他に債務負担行為 1,900,000 ( 0 )</p> <hr/> <p>学校施設の長寿命化を図るため、計画的な保全改修を行うとともに、昨今の猛暑に対応する普通教室へのエアコン設置等、時代の要求水準に沿った施設環境・機能に改善するための質的整備を行う。</p> <p>1 工事等<br/>                     大規模改造 小学校5校、中学校1校<br/>                     エアコン整備 小学校54校、中学校12校</p> <p>2 実施設計<br/>                     外壁改修 小学校2校、中学校2<br/>                     トイレ改修 小学校3校、中学校8校<br/>                     高等学校1校</p> <p>3 リース【債務負担】<br/>                     エアコン整備 中学校42校</p> |              |

|                       |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |     |
|-----------------------|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 学<br>校<br>施<br>設<br>課 | 適 正 配 置 改 修 | <p style="text-align: right;">706,263 ( 104,000 )</p> <p style="text-align: center;">〔 国 費 142,961 市 債 543,000 〕<br/>〔 市 費 20,302 〕</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>学校適正配置事業により統合する千城台旭・南小及び千城台北・西小について、校舎等の大規模改造を行う。</p> <p>1 工事<br/>大規模改造 千城台旭・南統合小<br/>平成31年度～平成32年度継続</p> <p>2 実施設計<br/>大規模改造 千城台北・西統合小</p> |     |
|                       | 学 校 防 犯 対 策 | <p style="text-align: right;">12,952 ( 16,956 )</p> <p style="text-align: center;">〔 市費 12,952 〕</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>施設被害や侵入のある学校の中から、10校に防犯カメラシステムを設置し、安全で安心な学校づくりを推進する。<br/>設置校 80校→90校</p>                                                                                                       | 拡 充 |

教育委員会 学校教育部

(単位：千円)

| 課名                    | 事務事業名                        | 事業内容                                                                                                                                                                         | 備考 |
|-----------------------|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 学<br>事<br>課           | 不登校児童生徒の学習支援と<br>フリースクールとの連携 | 2,000 ( — )<br>〔市費 2,000〕<br><br>フリースクールに通う不登校児童生徒に対し、インターネットを活用した学習支援を行う。                                                                                                   | 新規 |
|                       | 学校と地域の連携・<br>協働体制の整備         | 2,204 ( 1,727 )<br>〔国費 733 市費 1,471〕<br><br>学校・家庭・地域が一体となって、地域ぐるみで子どもを育てる体制を整備するため、学校支援地域本部を新たに10校設置する。<br><br>設置校 26校(小16校 中10校)→36校(小23校 中13校)                             | 拡充 |
|                       | 要保護・準要保護児童生徒<br>就学援助         | 218,996 ( 212,973 )<br>〔国費 3,198 県費 517 市費 215,281〕<br><br>小学校及び中学校就学援助の入学準備金等の支給単価を国に準じて改定し、支給する。<br><br>小学校 40,600円→50,600円<br>中学校 47,400円→57,400円                         | 拡充 |
| 教<br>育<br>指<br>導<br>課 | 帰国・外国人児童<br>生徒教育の充実          | 50,418 ( 37,765 )<br>〔諸収入 115 市費 50,303〕<br><br>帰国・外国人児童生徒の日本語習得を支援するため、外国人児童生徒指導協力員の配置を拡充するとともに、日本語指導通級教室を増設する。<br><br>1 外国人児童生徒指導協力員の増員 11人 → 13人<br>2 通級指導教室の増設 1か所 → 2か所 | 拡充 |
|                       | 基礎学力定着に向けた<br>学習支援           | 113 ( — )<br>〔市費 113〕<br><br>基礎学力の確実な定着を目指し、学力に課題のある児童を対象とした学習支援を行う。<br><br>1 長期休業時における集中的な学習支援<br>2 放課後における継続的な学習支援                                                         | 新規 |



教育委員会事務局 学校教育部

(単位：千円)

| 課名    | 事務事業名              | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                              | 備考       |
|-------|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 教育指導課 | 稲毛高等学校及び附属中学校劣化度調査 | 7,000 ( — )<br>〔市費 7,000〕<br><br>学校施設の老朽化に対応するため、稲毛高等学校及び附属中学校の劣化度調査を実施する。                                                                                                                                                                        | 新規       |
|       | キャリア教育の推進          | 3,011 ( 3,157 )<br>〔市費 3,011〕<br><br>地域経済や地域産業を支える人材の育成・確保に向け、キャリア教育を推進する。<br><br>1 講義・実技体験 実施校 10校→20校<br>2 進路指導資料・リーフレットの作成                                                                                                                     | 拡充       |
| 教育支援課 | LD等通級指導教室における巡回指導  | 333 ( 333 )<br>〔市費 333〕<br><br>通級指導教室に通えない児童生徒を対象に、通級指導担当者が学校を訪問し、指導を行う。<br><br>モデル区 中央区・若葉区<br>稲毛区・美浜区                                                                                                                                           | 拡充       |
|       | スクールカウンセラー活用       | 167,589 ( 110,813 )<br>〔国費 55,679 市費 111,910〕<br><br>いじめや不登校などに対応するため、公認心理師・臨床心理士などによる児童生徒へのカウンセリングや教職員及び保護者に対する助言・援助を行う。<br><br>1 スクールカウンセラー配置<br>(1) 中学校 55校<br>(2) 小学校 72校→111校(全校配置)<br>(3) 特別支援学校 3校<br>2 地区担当スーパーバイザー 3人<br>3 統括スーパーバイザー 1人 | 拡充<br>新規 |

| 課名    | 事務事業名                      | 事業内容                                                                                                                                                                                                                  | 備考 |
|-------|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 教育支援課 | スクールソーシャルワーカー活用            | <p style="text-align: right;">17,334 ( 12,888 )</p> <p style="text-align: center;">【国費 5,758 市費 11,576】</p> <p>教育と福祉の両面に関して専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、問題を抱える児童生徒が置かれた環境の改善を支援する。</p> <p>スクールソーシャルワーカー配置 6人→8人</p> | 拡充 |
|       | SNSを活用した教育相談               | <p style="text-align: right;">8,700 ( — )</p> <p style="text-align: center;">【国費 8,700】</p> <p>市立中学校・高等学校の生徒のいじめや不登校をはじめとする様々な悩みに応えるためSNSを活用した教育相談を行う。</p> <p>実施時期 10月～1月(毎日)→5月～3月(週2日)</p>                          | 拡充 |
| 保健体育課 | 小学校の水泳学習における民間スイミングスクールの活用 | <p style="text-align: right;">7,425 ( — )</p> <p style="text-align: center;">【市費 7,425】</p> <p>民間のスイミングスクールを活用して、水泳の授業を実施し、児童の泳力の向上、教員の負担軽減及び学校プール施設の維持管理費用削減などの効果を検証する。</p> <p>実施校 2校</p>                            | 新規 |
|       | 部活動の充実                     | <p style="text-align: right;">7,400 ( 3,200 )</p> <p style="text-align: center;">【国費 1,120 市費 6,280】</p> <p>部活動の充実及び教職員の負担軽減を図るため、専門的な知識や技術などを有する指導者を中学校へ派遣する。</p> <p>部活動指導員 10人<br/>民間指導者派遣回数 延べ 1,600回 → 1,700回</p> | 拡充 |

教育委員会 学校教育部

(単位：千円)

| 課名       | 事務事業名                 | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 備考   |
|----------|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 保健体育課    | 学校給食運営                | <p style="text-align: right;">8,689,166 ( 8,390,447 )</p> <p style="text-align: center;">〔 事業収入 4,140,760 国費 150,462 〕<br/>〔 繰入金 4,396,826 諸収入 1,118 〕</p> <p>成長期にある児童生徒に、安全でバランスのとれた栄養豊かな学校給食を提供する。</p> <p>食材価格が上昇していることなどから、学校給食の望ましい質を維持するために、平成31年4月から小学校、中学校及び高等特別支援学校の給食費を改定する。</p> <p>1食あたり給食費<br/>                     小学校(下学年) 255円 → 270円<br/>                     小学校(上学年) 273円 → 288円<br/>                     中学校及び高等特別支援学校 290円 → 320円</p> | 特別会計 |
| 教育センター   | 教育情報ネットワーク(CABINET)更新 | <p style="text-align: right;">266,059 ( — )</p> <p style="text-align: center;">〔 市費 266,059 〕</p> <p>平成23年2月から稼働している教育情報ネットワーク(CABINET)について、老朽化及び保守物品の提供終了などにより、システムの維持が困難なことから、更新を行う。</p> <p>1 校務用PC増設 1人1台化<br/>                     2 学習用PC増設 小学校パソコン教室1人1台化<br/>                     3 運用開始予定 平成32年1月</p>                                                                                                                                            |      |
| 養護教育センター | スクールメディカルサポーターの派遣     | <p style="text-align: right;">18,378 ( 13,520 )</p> <p style="text-align: center;">〔 国費 4,937 諸収入 44 〕<br/>〔 市費 13,397 〕</p> <p>小学校の通常学級または特別支援学級に在籍する医療的ケアを必要とする児童に対し、医療的ケアを行うスクールメディカルサポーターを派遣する。</p> <p>スクールメディカルサポーター(看護師) 4人→6人</p>                                                                                                                                                                                                                 | 拡充   |

| 課名      | 事務事業名        | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 備考  |
|---------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 生涯学習振興課 | 放課後子ども教室推進   | <p style="text-align: right;">221,873 ( 73,695 )</p> <p style="text-align: center;">〔 国費 37,621 県費 15,683 〕<br/>〔 諸収入 39,690 市費 128,879 〕</p> <p style="text-align: right;">他に債務負担行為 425,000 ( 463,000 )</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>子どもたちの放課後の充実を図るため、小学校の放課後において、地域の参画のもと、多様な体験・学習の機会を提供する。</p> <p>1 子どもルームとの一体型運営（モデル）<br/>                     (1) 実施校の拡大 1校→6校（各区1校）<br/>                     (2) 平成32年度実施校6校拡大に向けた開設準備</p> <p>2 総合コーディネーターによる活動支援（モデル）<br/>                     実施校 15校</p> | 拡 充 |
|         | 生涯学習センター管理運営 | <p style="text-align: right;">585,499 ( 581,968 )</p> <p style="text-align: center;">〔 使用料 10,490 市費 575,009 〕</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>市民の生涯学習活動を総合的に支援し、生涯学習の振興を図るための中核的施設として、指定管理により生涯学習センターの管理運営を行う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                   |     |
|         | 公民館管理運営      | <p style="text-align: right;">1,375,857 ( 1,369,582 )</p> <p style="text-align: center;">〔 国費 93 諸収入 116 〕<br/>〔 市債 4,000 市費 1,371,648 〕</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>地域住民の最も身近な学習拠点及び交流の場としてその役割をより効果的に果たすため、指定管理により47公民館の管理運営を行う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                            |     |
|         | 科学教育推進       | <p style="text-align: right;">551,659 ( 563,334 )</p> <p style="text-align: center;">〔 繰入金 500 市費 551,159 〕</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>科学都市戦略事業方針に基づき、子どもたちの探究心向上と青少年の創造力育成をはじめ、幅広い世代の市民が科学・技術に触れあう機会を提供する。</p> <p>1 科学館管理運営（指定管理）<br/>                     2 未来の科学者育成プログラム 他</p>                                                                                                                                                                                                                |     |

| 課名      | 事務事業名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 備考     |        |     |    |        |        |        |        |  |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|-----|----|--------|--------|--------|--------|--|
| 文化財課    | 加曾利貝塚の魅力向上                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | <p style="text-align: right;">143,409 ( 133,993 )</p> <table border="0" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">国費</td> <td style="padding-left: 5px;">36,088</td> <td style="padding-left: 20px;">諸収入</td> <td style="padding-left: 5px;">54</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">市債</td> <td style="padding-left: 5px;">17,000</td> <td style="padding-left: 20px;">市費</td> <td style="padding-left: 5px;">90,267</td> </tr> </table> <p>特別史跡である加曾利貝塚の魅力や重要性を多くの方に知ってもらうため、加曾利貝塚の整備や縄文貝塚文化の研究を進めるとともに、縄文体験やイベントを実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 加曾利貝塚の史跡整備             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 利便性向上などの短期的な史跡整備<br/>北貝塚住居跡群観覧施設改修実施設計<br/>園路、ベンチ等環境整備工事実施設計 他</li> <li>(2) 加曾利貝塚博物館の移転<br/>新博物館基本計画策定<br/>建設予定地周辺での交通量調査 他</li> </ol> </li> <li>2 縄文貝塚文化研究の推進             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 発掘調査及び見学会の実施</li> <li>(2) 発掘資料の整理・調査・研究</li> </ol> </li> <li>3 縄文体験及び集客イベントの実施             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 縄文体験プログラム運営</li> <li>(2) 縄文春まつり・秋まつり 他</li> </ol> </li> </ol> | 国費     | 36,088 | 諸収入 | 54 | 市債     | 17,000 | 市費     | 90,267 |  |
|         | 国費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 36,088                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 諸収入    | 54     |     |    |        |        |        |        |  |
| 市債      | 17,000                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 市費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 90,267 |        |     |    |        |        |        |        |  |
| 博物館管理運営 | <p style="text-align: right;">111,386 ( 67,986 )</p> <table border="0" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">使用料</td> <td style="padding-left: 5px;">19</td> <td style="padding-left: 20px;">諸収入</td> <td style="padding-left: 5px;">895</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">市債</td> <td style="padding-left: 5px;">24,000</td> <td style="padding-left: 20px;">市費</td> <td style="padding-left: 5px;">86,472</td> </tr> </table> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 加曾利貝塚博物館管理運営<br/>加曾利貝塚や縄文文化に関する教育普及を行うとともに、施設の管理運営を行う。<br/>(1) 加曾利貝塚から出土した資料などの展示、企画展<br/>(2) 土器づくりなどの教育普及</li> <li>2 郷土博物館管理運営<br/>千葉市の歴史・民俗に関する教育普及を行うとともに、施設の管理運営を行うほか、空調設備を設置する。<br/>(1) 千葉市の歴史・民俗に関する展示・調査研究<br/>(2) 千葉氏に関する研究及び啓発<br/>(3) 歴史講座や鎌倉騎馬武者体験などの教育普及<br/>(4) 市史編さん<br/>(5) 郷土博物館2・3階空調設備工事</li> </ol> | 使用料                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 19     | 諸収入    | 895 | 市債 | 24,000 | 市費     | 86,472 | 拡 充    |  |
| 使用料     | 19                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 諸収入                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 895    |        |     |    |        |        |        |        |  |
| 市債      | 24,000                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 市費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 86,472 |        |     |    |        |        |        |        |  |

| 課名    | 事務事業名       | 事業内容                                                                                                                                                                                    | 備考 |
|-------|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 中央図書館 | 新たな図書館計画の策定 | 5,000 ( 1,000 )<br>[ 市費 5,000 ]<br>特長のある図書館づくり、持続的に発展する図書館づくりを総合的に進めるため、新たな図書館計画を策定する。                                                                                                  |    |
|       | 図書館管理運営     | 755,422 ( 743,374 )<br>( 繰入金 650 諸収入 3,348 )<br>( 市費 751,424 )<br>他に債務負担行為 93,675 ( — )<br>図書資料の整備に努め、身近で頼れる市民の図書館として充実した図書サービスを提供する。<br>1 図書資料整備<br>2 図書館維持管理<br>3 図書館システム<br>4 図書館協議会 |    |



## 議 案 説 明

平成31年度当初予算について、市長に意見を申し出るため、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 3 号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部  
改正について

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改  
正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 31 年 1 月 28 日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

千葉市条例第 号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 31  
年千葉市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

附則第 17 項中「平成 30 年 4 月 1 日」を「平成 31 年 4 月 1 日」に、  
「平成 31 年 3 月 31 日」を「平成 32 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 21 項中「平成 30 年 4 月 1 日」を「平成 31 年 4 月 1 日」に、  
「平成 31 年 3 月 31 日」を「平成 32 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 27 項中「平成 30 年 4 月 1 日」を「平成 31 年 4 月 1 日」に、  
「平成 31 年 3 月 31 日」を「平成 32 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。



議 案 説 明

本市の財政状況を踏まえ、教育長の給料等について減額措置を継続  
するため、条例の一部を改正するよう市長に申し出ることについて、  
議決を求めるものであります。



議案第4号

千葉県生涯学習センター設置管理条例等の一部改正について  
千葉県生涯学習センター設置管理条例等の一部を改正する条例を次の  
とおり制定するよう市長に申し出るものとする。

平成31年 1月28日提出

千葉県教育委員会教育長 磯野和美

千葉県条例第 号

千葉県生涯学習センター設置管理条例等の一部を改正する条例  
(千葉県生涯学習センター設置管理条例の一部改正)

第1条 千葉県生涯学習センター設置管理条例(平成12年千葉県条例  
第66号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「52,250円」を「53,210円」に、「8,920円」を「9,080円」に、「25,460円」を「25,930円」に、「12,330円」を「12,550円」に、「10,890円」を「11,090円」に、「5,630円」を「5,730円」に、「24,600円」を「25,050円」に、「9,050円」を「9,210円」に、「21,710円」を「22,110円」に、「22,800円」を「23,220円」に、「13,560円」を「13,810円」に、「10,000円」を「10,180円」に、「3,200円」を「3,250円」に、「1,270円」を「1,290円」に、「980円」を「990円」に、「13,250円」を「13,490円」に改める。

(千葉県科学館設置管理条例の一部改正)

第2条 千葉県科学館設置管理条例(平成18年千葉県条例第44号)  
の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「610円」を「620円」に改める。

別表第2項の表中「610円」を「620円」に改める。

別表第3項の表中「2,160円」を「2,200円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(利用料金の経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の千葉市生涯学習センター設置管理条例別表第2の規定は、平成31年10月1日(以下「適用日」という。)以後の使用に係る利用料金について適用し、適用日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(科学館の利用料金の経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の千葉市科学館設置管理条例別表の規定は、適用日以後の観覧及び利用に係る利用料金について適用し、適用日前の観覧及び利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

~~~~~  
議 案 説 明

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、利用料金を改定するため、条例の一部を改正するよう市長に申し出ることについて、議決を求めるものであります。

議案第5号

千葉市公民館設置管理条例の一部改正について

千葉市公民館設置管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するよう市長に申し出るものとする。

平成31年1月28日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

千葉市条例第 号

千葉市公民館設置管理条例の一部を改正する条例

千葉市公民館設置管理条例（昭和44年千葉市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第7条第2号を次のように改める。

（2）法第23条に規定する禁じられた行為に該当すると認めるとき。

第7条中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とする。

第8条第4号中「第4号」を「第3号」に改める。

第9条中「第7条第4号」を「第7条第3号」に改める。

別表第2中「750円」を「760円」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第2の規定は、平成31年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

~~~~~

## 議 案 説 明

公民館の使用の制限を緩和するとともに、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い使用料を改定するよう市長に申し出ることについて、議決を求めるものであります。

報告第1号

「学校における働き方改革プラン」の策定について

「学校における働き方改革プラン」の策定について、次のとおり  
臨時代理により処理したので報告する。

平成31年1月28日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

# 学校における働き方改革プラン

すすめよう  
30・10運動!

千葉市教育委員会

平成31年1月

## 目 次

|     |                            |    |
|-----|----------------------------|----|
| 1   | プラン策定の趣旨                   | 1  |
| 2   | 勤務の現状等                     | 2  |
|     | (1) 本市の実態 (平成29年度在校時間調査結果) |    |
| 3   | プランの目標                     | 5  |
|     | (1) プランの目標                 |    |
|     | (2) 数値目標の設定                |    |
|     | (3) 目標達成に向けての合言葉           |    |
| 4   | 取組の基本方針と具体的な取組             | 6  |
|     | (1) 取組の基本方針                |    |
|     | (2) 具体的な取組                 |    |
|     | 基本方針1に関する取組                |    |
|     | 基本方針2に関する取組                |    |
|     | 基本方針3に関する取組                |    |
| 5   | 取組みの推進体制                   | 12 |
|     | (1) 「チーム学校」推進委員会           |    |
|     | (2) 各学校での取組                |    |
|     | (3) 取組推進の進行管理              |    |
| 参考1 | 中学校の目標設定                   | 13 |
| 参考2 | 学校における取組事例                 | 14 |
| 参考3 | 「チーム学校」推進委員会設置要領           | 15 |

## 1 プラン策定の趣旨

平成29年8月29日に中央教育審議会初等中等教育分科会「学校における働き方改革特別部会」が示した「学校における働き方改革に係る緊急提言」※1では、「学校における働き方改革」の必要性が打ち出されました。同年12月22日には、中央教育審議会が「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」を公表し、「教職員及び専門スタッフ等、学校指導・運営体制の効果的な強化・充実」や「勤務時間の適正化や業務改善・効率化への支援」等、働き方改革の具体的な方策を示しました。これを受け、文部科学省は、同年12月26日に、「学校における働き方改革に関する緊急対策」を公表し、具体的な対策を示しました。「業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策」、「それぞれの業務を適正化するための取組」、「勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のための必要な措置」等が示されたことで、文部科学省、教育委員会、学校のそれぞれが取り組むべき具体的な内容が明らかとなりました。

本市では、平成23年度に「学校現場の勤務負担軽減検討会」を立ち上げ、学校現場の勤務負担軽減のあり方について協議し、各学校では会議や行事の削減、事務の効率化、教育委員会では提出文書の削減や簡略化、各種非常勤職員や支援員の配置、学校徴収金の公会計化などの取組みを進めてきました。これらの取組みにより「勤務による負担感が大いに減少した、または、多少なりとも減少した」と感じる教員の割合はおおむね70%となり、勤務負担軽減には一定程度の効果を発揮することができました。一方で、本市で行っている在校時間調査では、23年度以降も勤務時間を除く在校時間が微増となっており、これまでの勤務負担軽減策が在校時間の削減には結びついていないと断言は難しく、抜本的な働き方の改革が必要な状況にあるといえます。

そこで、平成29年10月には「チーム学校」推進委員会を立ち上げ、教員の働き方改革に向けた教育委員会としての方針や具体的方策を盛り込んだ「学校における働き方改革プラン」を策定し、限られた時間の中で、教員が日々の生活の質や教職人生を豊かにし、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができる状況を作り出すこととしました。

このプランに掲げる目標が各学校において現実のものとなることで、本市教員一人ひとりが心身の健康保持を実現し、充実した教育活動を行うことができるようになり、本市教育の質が向上していくと考えています。

※1 「学校における働き方改革に係る緊急提言」

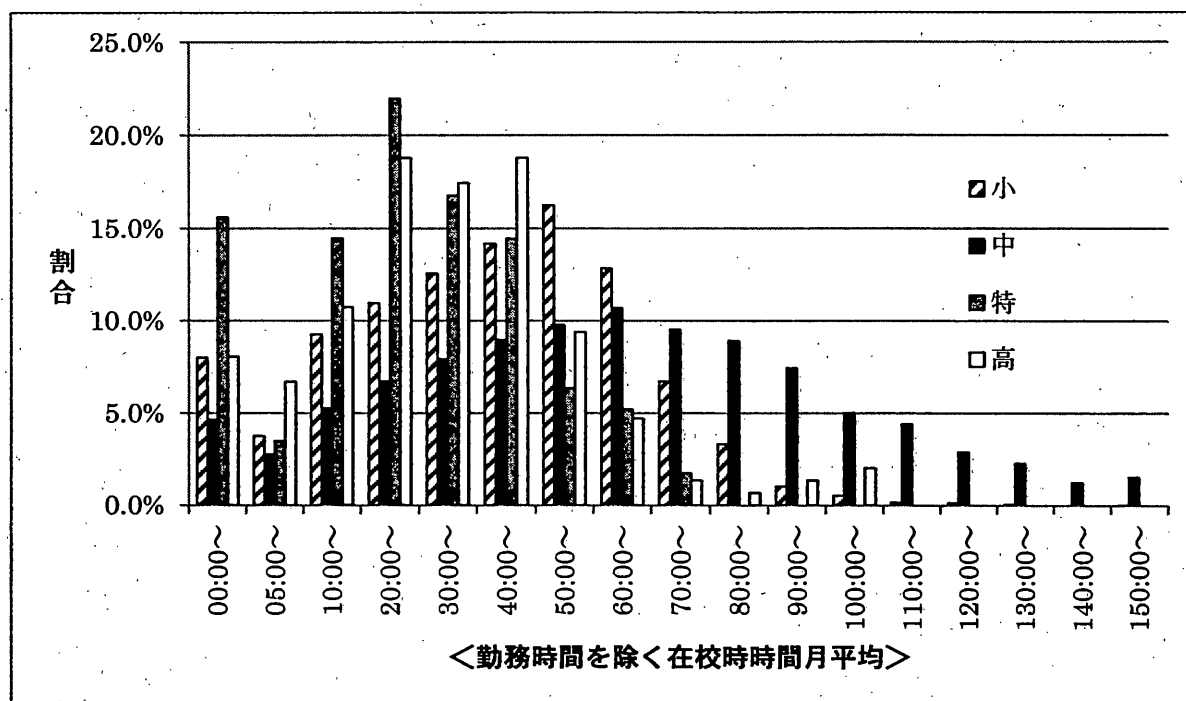
教員が授業や授業準備等に集中し、教員が健康でいきいきとやりがいをもって勤務でき、教育の質を高められる環境を構築することが必要である。しかしながら、教員勤務実態調査から、教職員の長時間勤務の実態が看過できない状況であり、授業改善をはじめとする教育の質の確保・向上や社会での活動を通じた自己研鑽の充実の観点からも、学校教育の根幹を揺らぎつつある現実を重く受け止めるべきであり、『学校における働き方改革』を早急に進めていく必要がある。



## 2 勤務の現状等

日本の学校・教員は、諸外国よりも広範な役割を担っています。これは、教育課題が複雑化・困難化していることに合わせ、教員の子どもたちのためにという使命感と責任感により、業務範囲が拡大してきたためと考えられます。また、学校現場は時間管理の概念が希薄であり、勤務時間を超えて仕事を行うことが習慣化していることも、在校時間が増加する要因となっています。

### (1) 本市の実態（平成29年度在校時間調査結果より）



#### ① 教諭の勤務時間を除く在校時間（月平均）の分布状況

グラフから、小学校は勤務時間を除く在校時間は50時間台が多く、中学校は60時間台、特別支援学校は20時間台、高校は40時間台が多くなっていることがわかります。また、中学校、高校はばらつきが大きくなっていて、在校時間が長くなる傾向があります。特に、中学校で、いわゆる「過労死ライン」と言われる月80時間超の時間外勤務をしている教員が多くなっていることは問題です。その大きな要因となっているのは部活動で、すぐにでも対策が必要な状況です。

#### (トピックス) 勤務時間を除く在校時間が200時間超え!?

中学校・高校では勤務時間を除く在校時間が200時間を超える教員も見受けられます。仮に、1か月のうち、土日の8日間すべてで8時間部活を行っていたとして、残りが平日の時間外勤務であったと仮定すると、平日は1日当たり約7時間の時間外勤務をしていたこととなります。平日に部活の朝練（時間外勤務）を1時間行い、通常の勤務を16時30分まで行ったとしても、まだ残り6時間の時間外勤務をする計算になるので、毎日22時30分まで勤務することとなります。それから帰宅し、また翌日は朝練のために早起きをするという生活が続きます。いつ健康被害が起きてもおかしくない状態です。

- ② 教員（主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭）の勤務時間を除く在校時間の月平均

29年度 全校種の平均49時間

<校種別>

|      | 小    | 中    | 特    | 高    |
|------|------|------|------|------|
| 29年度 | 42時間 | 64時間 | 27時間 | 56時間 |

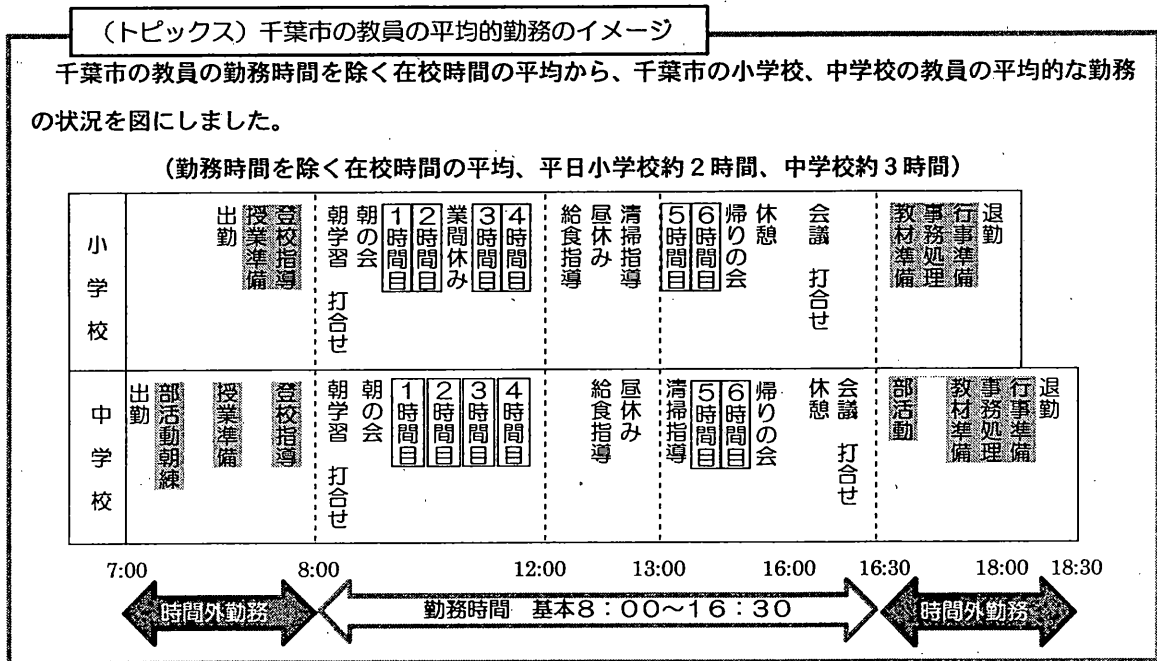
- ③ 勤務時間を除く在校時間が月平均45時間を超える教員の割合

29年度 全校種の割合59%

<校種別>

|      | 小     | 中     | 特     | 高     |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 29年度 | 55.3% | 72.5% | 17.6% | 27.9% |

平成28年度の文部科学省教員実態調査の結果と同様、本市の教員の長時間勤務の主要因は授業準備・生徒指導・事務処理・行事準備等となっています。中学校・高校では、これに部活動指導が加わります。帰りの会が終わり子どもたちが下校するのはおよそ16時です。それから教材準備を始めても30分で終業時間となってしまいます。部活動を行っている場合は、部活終了が18時として、そこから教材準備が始まりますので、本来業務である授業のための時間はすべて勤務時間外となってしまう現実があります。



(トピックス) 教員の残業代はいくらなの？

教員の時間外勤務手当は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年)」において、「教員の職務は勤務時間の長短によって機械的に評価することは必ずしも適当でない」として、時間外勤務の有無や総量に関わらず給料の4%の「教職調整額」を支給するよう定められています。また、それを支給する代わりに、「時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない」と規定しています。教職調整額の4%は昭和46年当時の教員の時間外勤務の月平均が8時間という実態を参考に決められたものです。

④ 勤務時間を除く在校時間（月平均）の推移

＜小学校＞

（時間）

| 年 度    | 校 長 | 副校長<br>教 頭 | 教諭全体 | 内 訳  |     |      |      |
|--------|-----|------------|------|------|-----|------|------|
|        |     |            |      | 主幹教諭 | 教 諭 | 養護教諭 | 栄養教諭 |
| 平成23年度 | 19  | 51         | 40   | 60   | 41  | 27   | 25   |
| 平成24年度 | 20  | 55         | 43   | 52   | 44  | 30   | 39   |
| 平成25年度 | 22  | 56         | 44   | 71   | 45  | 31   | 47   |
| 平成26年度 | 23  | 60         | 46   | 43   | 47  | 34   | 28   |
| 平成27年度 | 26  | 61         | 48   | 42   | 49  | 32   | 30   |
| 平成28年度 | 26  | 61         | 48   | 55   | 47  | 31   | 28   |
| 平成29年度 | 29  | 62         | 42   | 56   | 42  | 28   | 30   |

＜中学校＞

（時間）

| 年 度    | 校 長 | 副校長<br>教 頭 | 教諭全体 | 内 訳  |     |      |      |
|--------|-----|------------|------|------|-----|------|------|
|        |     |            |      | 主幹教諭 | 教 諭 | 養護教諭 | 栄養教諭 |
| 平成23年度 | 33  | 60         | 60   | 94   | 61  | 32   |      |
| 平成24年度 | 29  | 62         | 64   | 84   | 65  | 33   |      |
| 平成25年度 | 29  | 65         | 63   | 73   | 65  | 36   |      |
| 平成26年度 | 35  | 71         | 64   | 65   | 65  | 35   | 40   |
| 平成27年度 | 37  | 72         | 62   | 67   | 64  | 35   | 43   |
| 平成28年度 | 36  | 73         | 62   | 55   | 69  | 35   | 30   |
| 平成29年度 | 37  | 78         | 64   | 71   | 71  | 35   | 7    |

在校時間調査を始めた平成23年度から29年度の推移をみると、教諭全体としては微増しています。これは、比較的遅くまで残る傾向のある若手教員が増えたことが影響しているという見方もできますが、副校長・教頭の在校時間が増えてきていることから推察すると、業務量の増加が要因と考えられます。この間、学習指導要領の改定に伴う新たな教育への対応の他、学校安全対策、アレルギー対策、いじめ防止法への対応等として、学校ごとの計画策定や校内委員会の設置等が求められるなど、業務量が増える要因は様々ありました。さらに、特別な配慮を要する児童生徒や日本語指導を必要とする児童生徒も増加してきており、個別の支援計画の策定や教材の用意など、より一人ひとり個に応じた指導のための業務も増えてきています。保護者対応が増加していることも要因の1つです。

これまでも、各学校では事務の効率化や行事の削減に取り組んできましたが、抜本的な働き方の改革が必要な状況にあると言えます。

（トピックス）負担軽減策、給食費の公会計化

本市では、平成30年4月から「学校給食費の完全公会計化」を実施するとともに、学校の業務改善を図るため「一括徴収制度」の仕組みを導入しました。これにより、給食費の未納・滞納問題の改善が図られ、教員にとっては、徴収や督促の業務が減少したことで、業務的にも心理的にも大幅な負担軽減となっています。保護者にとっても利便性の向上が実現できたと考えています。導入当初は事務処理の変更に伴う負担もありましたが、現在は順調に運用されています。文部科学省が示す業務改善が実現した1つの例といえます。

### 3 プランの目標

#### (1) プランの目標

**教員一人ひとりの心身の健康保持を実現し、  
いきいきと教育活動が行えるようにする**

学校における働き方改革の実現により、教員一人ひとりが心身ともに健康な状態でいきいきと教育活動を行うことができるようにします。また、これまでの教員の役割を見直し、子どもたちと向き合う時間や授業準備、教材研究の時間を十分に確保することで、よりよい教育が実現できるようにします。

#### (2) 数値目標の設定（目標達成年度：2021年度）

① 1人当たりの勤務時間を除く在校時間数の月平均を  
2017（平成29）年度の平均49時間から、  
**10時間以上削減する**

② 勤務時間を除く在校時間が月平均45時間を超える人数  
の割合を2017（平成29）年度の59%から、  
**3割削減する⇒将来的には0へ**

文部科学省が2018年12月に示した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（案）では、上限の目安時間として、「勤務を要する日の在校等時間が、1日の勤務時間を超えた時間の1か月の合計が45時間を超えないようにすること。」となっていることから、この基準をもとに①の数値目標を設定しました。上記①の目標を達成できれば、②の数値目標の達成に近づくことになります。

#### (3) 目標達成に向けての合言葉

**「すすめよう30・10運動！」**

学校における働き方改革の実現で、1人1日30分早く帰ることができれば、1か月で約10時間、在校時間を削減することができます。プランの実現に向けた合言葉として浸透させ、意識改革を図ります。

## 4 取組の基本方針と具体的な取組

### (1) 取組の基本方針

本プランでは、本市に勤務する教員の勤務実態の課題を改善し、前項で示した数値目標を達成するための具体的方策を示し、教員の意識改革と業務改善・業務の適正化を進めていきます。そして、これらの取組により教員が健康を保持し、真に子どものために必要な業務に専念し、いきいきと教育活動に取組むことができるようにしていきます。

以上の実現に向け、次の3つの基本方針に基づいて具体的な取組を進めます。

#### 基本方針1 教員の業務改善と学校業務の適正化

教員が本来業務に専念できる環境を確保するため、学校の業務を見直します。

- ・教員が担う業務の明確化・適正化
- ・パソコン1人1台化による業務の効率化
- ・自動応答電話の設置による閉庁日及び閉庁時間の導入
- ・部活動ガイドラインの策定と適正な運用
- ・外国語教育への支援充実 等

#### 基本方針2 「チーム学校」の体制強化と人員配置の工夫

学校に勤務する職員や支援スタッフ、地域ボランティア等の活用により、教員の業務を支援します。

- ・専門スタッフ等の配置の充実と総合的な最適化
- ・学校間連携事業による教員の事務的業務の軽減
- ・部活動指導員制度の導入
- ・スクールサポートスタッフ配置事業の推進
- ・地域の人材活用による教員の業務支援 等

#### 基本方針3 教員の意識改革と健康保持の実現

教員の意識改革を図り、長時間労働を是正するとともに、教員の健康保持を実現します。

- ・出退勤の管理
- ・意識改革のためのプラン概要やリーフレットによる啓発
- ・教員のメンタルヘルス対策の促進
- ・休暇・休業取得促進 等

## (2) 具体的な取組

### 基本方針1 教員の業務改善と学校業務の適正化

#### ① 教員が担う業務の明確化・適正化※2【重点的な取組】

- ・外部意見等を参考にし、真に教員が担うべき業務の明確化・適正化を図ります。
- ・各学校の実情や将来の展望を見据えた、教員配置の最適化を図ります。

#### ② パソコン1人1台化による業務の効率化【重点的な取組】

- ・2020年1月のCabinetシステム更新にともない、パソコンを教員1人に1台配置します。各種帳簿作成、成績処理等の事務作業の効率化と会議、各種連絡のペーパーレス化等を図ります。
- ・CHAINSや庶務事務システムが同一パソコンで使用可能になることに伴い、調査報告書等の作成・提出の効率化を図ります。

#### ③ 自動応答電話の設置による閉庁日及び閉庁時間の導入【重点的な取組】

- ・閉庁日及び閉庁時間を自動応答設定とし電話対応を行いません。  
※閉庁日 勤務を要しない週休日、祝日、年末年始、夏季休業中の日直を置  
かななくてもよい日  
※閉庁時間 平日登校時間15分前、平日19時以降  
(時間については目安。学校の実態に応じて対応)

#### ④ 部活動ガイドラインの策定と適正な運用【重点的な取組】

- ・文化部活動ガイドラインを策定します。
- ・運動部活動ガイドラインを適正に運用します。  
※休養日は週2日以上(平日は週1日以上、休日は土日どちらか)  
※1日の活動時間は、平日2時間程度、休日3時間程度

#### ※2「教員が担う業務の明確化・適正化」

これまで学校・教員が担ってきた業務については、中央教育審議会において審議され、以下の通り考え方が整理されている。

- (1) 基本的には学校以外(地方自治体、教育委員会、保護者、地域ボランティア等)が担うべき業務  
例) ①登下校に関する業務、②夜間などにおける見回り、③学校徴収金の徴収・管理 など
- (2) 学校の業務だが、必ずしも教員が担う必要がない業務  
例) ①休み時間における対応、②校内清掃、③部活動など
- (3) 教員の業務だが、負担軽減が可能な業務  
例) ①給食時の対応、②授業準備、③学習評価や成績処理など

業務の担い手を学校・教員以外の者に積極的に移行していくという視点に立って検討することが求められている。

⑤ 外国語教育への支援充実【重点的な取組】

- ・民間委託による外国人講師を派遣します。  
※全小学校 5, 6年 年間35時間、3, 4年 年間18時間、  
中学校 年間13時間
- ・外国語教育支援員を配置します。
- ・教育センターにおいて、外国語指導の実践例（指導案）を集約し活用を図ることや、外国語活動のデジタル教材の整備及び年間指導計画を作成すること等により、各学校の外国語活動を支援します。

⑥ 各学校における特別支援教育体制の充実

- ・特別支援教育担当者（学級担任、通級担当者、特別支援教育コーディネーター）の研修を充実します。
- ・校内支援体制構築への支援を行います。

⑦ 教育委員会の各種事業の見直し

- ・各種事業をスクラップ&ビルドの視点で見直します。また、各種調査、会議、行事のさらなる精選を行います。

⑧ カウンセリングルームや教育相談室等の整備状況の調査、学校の相談体制の環境整備

- ・主に、小学校の整備状況を調査し、個別相談できる環境の整備を促進します。

⑨ 水泳指導の民間スイミングスクールへの委託化

- ・委託化による、施設老朽化対策、子どもの泳力向上、教員の業務軽減等の効果を検証します。

⑩ 普通教室の空調設備設置による、冬季のストーブ関連業務の削減

- ・普通教室の冬季のストーブ使用を減らし、ストーブや灯油の管理、運搬業務を削減します。

⑪ 保護者向け配付文書、書類の削減

- ・インターネット環境を活用しての情報伝達を検討します。

## 基本方針2 「チーム学校」の体制強化と人員配置の工夫

### ① 専門スタッフ等の配置の充実【重点的な取組】

- ・学校へ配置している以下の非常勤講師や支援スタッフについて、各事業の主旨や目的、勤務負担軽減の効果を検証し、支援体制の充実を図ります。

#### <特別支援教育に関する配置授業>

- ・特別支援教育指導員配置事業
- ・特別支援教育介助員配置事業  
常時介助が必要な児童への安全確保
- ・スクールメディカルサポート配置事業  
医療的ケアを必要とする児童に対しての看護師派遣
- ・学校訪問相談員派遣事業
- ・LD等通級指導教室の巡回による指導  
通級できない子どもに巡回指導を行います 等

#### <学習指導に関する配置事業>

- ・学校運営充実非常勤講師配置事業
- ・英語教育支援員配置事業
- ・理数教育充実非常勤講師、理科教育サポーター配置事業
- ・音楽教育充実非常勤講師配置事業  
音楽専科のいない小規模校に配置
- ・日本語指導通級指導教室設置
- ・外国人児童生徒指導協力員 等

#### <生徒指導、教育相談に関する配置事業>

- ・スクールカウンセラー活用事業
- ・スクールソーシャルワーカー活用事業
- ・学校経営充実のための非常勤講師配置事業
- ・子どもナビゲーター
- ・不登校児童生徒のための適応指導教室事業
- ・不登校児童生徒のための相談事業  
家庭訪問相談員、電話相談、来所相談、医療相談、  
グループ活動支援員 等

### ② 専門スタッフ等の配置の総合的な最適化【重点的な取組】

- ・学校へ配置している非常勤講師や支援スタッフ等を、各学校の実情に応じて最適化するシステムを構築します。

### ③ 学校間連携事業による教員の事務的業務の軽減【重点的な取組】

- ・学校事務職員が行っている学校間連携事業により、学校事務職員が学校運営に関する支援を行い、教員の事務負担軽減を図ります。



- ④ **部活動指導員制度の導入【重点的な取組】**
  - ・専門性のない顧問がいる部活に配置します。
  - ※校長が顧問として任命することができ、単独で指導が可能な非常勤嘱託職員（1回2時間週3回35週）
- ⑤ **スクールサポートスタッフ配置事業の推進【重点的な取組】**
  - ・効果を検証し配置の充実を図ります。
  - ※教員の事務的業務の一部を担う非常勤職員（週29時間 年間42週）
- ⑥ **地域の人材活用による教員の業務支援**
  - ・休み時間や給食の時間の見守り等について、地域ボランティアを活用します。
  - ・学校支援地域本部推進事業と連携して、地域人材の活用を推進します。
  - ・地域担当職員の位置づけを検討します。
- ⑦ **中学校免許外教科指導の解消**
  - ・非常勤講師配置の拡充や複数免許所持者の増員、および、複数校兼務発令を進めます。

### 基本方針3 教員の意識改革と健康保持の実現

- ① **出退勤の管理（客観的に把握・集計するシステムの導入）【重点的な取組】**
  - ・教員の在校時間を客観的に把握しデータ集計するシステムを導入し、管理職による指導・助言等を通じて教員の長時間労働是正を図ります。
- ② **意識改革のためのプラン概要やリーフレットによる啓発【重点的な取組】**
  - ・働き方改革の意義や取組への理解を広めるため、教員向けにプランの概要版やリーフレットを作成し配付します。
- ③ **教員のメンタルヘルス対策の促進**
  - ・在校時間をもとにして産業医による面談を促進します。
- ④ **休暇・休業の取得促進**
  - ・年次休暇や男性教員の育児休業取得促進に向け、職場の雰囲気作りなどを管理職に働きかけます。
- ⑤ **学校行事の準備・運営方法見直しの啓発**
  - ・各学校で行われている行事等について、準備にかかる時間や練習方法等について、過度の対応とならないように呼びかけます。

⑥ 保護者や地域への啓発

- ・教育だよりや教育委員会のホームページを活用し、保護者・地域に働き方改革の意義を伝えます。

⑦ 働き方改革の取組紹介

- ・各学校の働き方改革の好事例を紹介し、取組の啓発をします。

⑧ 目標申告制度等による個人の目標設定

- ・各個人の勤務時間の削減目標設定を、目標申告制度に取り入れます。

## 5 取組の推進体制

### (1) 「チーム学校」推進委員会

教員の勤務負担軽減の具体策を検討する組織として、平成29年10月教育委員会内に「チーム学校」推進委員会を設立しました。(設置要領・・・P14) また、「チーム学校」推進委員会の下部組織として、「部活動」「特別支援教育」「学習指導」「生徒指導」「環境整備」の5つのワーキンググループ(以下WG)を設置し、これまで、素案の作成や具体策の検討、各種事業の組織横断的な調整を行ってきました。今後は、「チーム学校」推進委員会とWGを中心に、プランの推進と効果の検証を図っていきます。

### (2) 各学校での取組

- ① プランの取組をもとにした各学校での具体的な取組や、学校・地域の実態に応じた独自の取組を検討し実践します。
- ② 上記取組内容をプラン概要版に記載し、全職員の理解と意識改革を図ります。

### (3) 取組推進の進行管理

#### <推進委員会の年度スケジュール>

|       | 4月          | 5月 | 6月                             | 7月 | 8月 | 9月         | 10月                    | 11月 | 12月 | 1月         | 2月 | 3月                 |
|-------|-------------|----|--------------------------------|----|----|------------|------------------------|-----|-----|------------|----|--------------------|
| 推進委員会 |             |    | 前年度在校時間集計等報告<br>目標申告面接報告(事業効果) |    |    |            | 次年度方針決定<br>文科省への定数要望提出 |     |     |            |    | 各課取組み方針策定<br>予算の確定 |
| WG    | 前年度実績の取りまとめ |    | ↑<br>学校の状況把握                   |    |    | 次年度目標内容の検討 | ↑<br>大まかな方針決定          |     |     | 次年度目標内容の設定 |    | 定数報告及び専門スタッフの調整    |

- ① 年3回の「チーム学校」推進委員会で各WGの取組状況を確認し、助言や支援を行います。また、在校時間調査の結果や各WGによる事業の検証結果をもとに、それぞれの取組が勤務負担軽減にどの程度効果があったかを協議し、新たな具体策の提案等を行います。協議の結果を受けて、各WGで新たな具体策を検討します。
- ② プランは、新たな取組の追加や取組の見直しを反映したものとするため、毎年度改定していきます。

参考1 中学校の目標設定

「勤務時間を除く在校時間が月平均45時間を超える人数を3割削減する」ためには、本プラン3ページの表を見てもわかるように、中学校での在校時間削減が大きな鍵となります。中学校の状況の詳細は以下のようになっています。

(中学校の勤務時間を除く在校時間の月平均の状況 2017年度)

| 時間   | ~15  | ~25  | ~35  | ~45  | ~55  | ~65  | ~75   | 75~   |
|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|
| 人数割合 | 6.9% | 4.9% | 6.3% | 9.4% | 9.2% | 9.3% | 11.2% | 42.7% |

仮に「勤務時間を除く在校時間数の月平均を10時間削減する」という目標が達成できたと仮定すると、45時間を超える人数の削減率は、

(2017年度)

| 時間   | ~45   | 45~   |
|------|-------|-------|
| 人数割合 | 27.5% | 72.5% |

10時間削減



(平均10時間の削減が実現できた場合)

| 時間   | ~45   | 45~   | 削減率                              |
|------|-------|-------|----------------------------------|
| 人数割合 | 36.7% | 63.3% | ⇒63.3/72.5<br>=87.3% <b>1割3分</b> |

となり、3割削減という目標からは程遠いことがわかります。では、何時間の削減が実現できれば、3割削減の目標が達成できるのか、試算すると

(平均20時間削減の場合)

| 時間   | ~45   | 45~   |
|------|-------|-------|
| 人数割合 | 46.1% | 53.9% |

削減率 53.9/72.5  
=74.3% **2割6分**

(平均30時間削減の場合)

| 時間   | ~45   | 45~   |
|------|-------|-------|
| 人数割合 | 57.3% | 42.7% |

削減率 42.7/72.5  
=58.9% **4割1分**

となり、月30時間の削減ができれば目標を十分に達成できることがわかります。これは、困難なように思えますが、2017年度は部活動ガイドラインが運用されていなかったことを考慮し、その削減効果を踏まえると、

(部活動ガイドラインによる削減効果)

- ①2017年度 平日朝練も含め3時間、土日両日とも4時間活動していたと仮定  
1週間で 3時間×5日+4時間×2日=23時間
- ②ガイドライン 平日1日と土日のどちらかを休養日とし、平日1日2時間、土日3時間活動すると仮定  
1週間で 2時間×4日+3時間×1日=11時間
- ③削減効果 ①-② 23時間-11時間=12時間  
**1週間で12時間の削減 ⇒ 1か月で48時間の削減が可能**

実際にはこのように単純にはいきませんが、部活動ガイドラインの適正な運用により大幅な削減が望めます。本プランでは、学校種ごとの目標値は設定していませんが、すべての学校種に共通する取組で月平均10時間の削減を実現したうえで、中学校、高校では、部活動ガイドラインによる削減効果で、月20時間以上の削減も十分可能です。このことから、中学校や高校でも、「勤務時間を除く在校時間が月平均45時間を超える人数を3割削減する」という数値目標は十分達成できると考えています。

## 参考2 学校における取組事例

### ① 業務改善の推進

- ・校務分掌のスリム化。すべての分掌について、必要な業務かどうかの視点で見直す。
- ・学校行事の精選、削減。全職員がスクラップ&ビルドの視点で見直す。
- ・学校行事の準備時間や期間の短縮。放課後練習や朝練習を大幅に削減する。行事が終わった時点で提案資料の修正を行い次年度にいかす。
- ・会議、打ち合わせの効率化。校務システムを活用したデータの共有化、資料のペーパーレス化、会議終了時間の明示等。

### ② 地域ボランティアの活用

- ・これまで学校の業務と考えられていた業間休みや昼休みの時間の対応を保護者や地域ボランティアに依頼する。
- ・印刷や配付物の仕分けなど簡易な事務的業務を保護者や地域ボランティアに依頼し教員の業務を軽減する。

### ③ 部活動の負担軽減

- ・スポーツ庁および千葉市教育委員会「運動部活動ガイドライン」に則り活動方針を策定し、運動部活動の運営を適切に行う。文化部活動についても同様の基準で行う。
- ・複数顧問がいる場合、指導する日を分担する。
- ・専門性を持った顧問がいない場合は、外部指導者を積極的に活用する。
- ・朝練習の内容を基礎体力作りなどに統一し、複数部活動合同で行い、顧問は曜日を決めて交替で指導するなど参加回数を減らす。

### ④ 教員の意識改革

- ・プランの周知を図り、プランの目標にあるように、働き方改革により、より良い教育を行うことができるという意識を教員に持たせる。
- ・ノー残業デーや閉庁時間の設定により、退勤時間を早める。
- ・教員の出退勤時間を客観的に把握し、必要に応じて指導、助言する。
- ・計画的な年次休暇や男性の育児休業取得を奨励する。また、長期休業中は連続して1週間以上の休暇取得を奨励する。
- ・目標申告やマイチャレンジシートに働き方に関する項目を入れ、目標を設定し取組む。
- ・働き方改革について地域や保護者に発信し、理解を得る。

### 参考3 「チーム学校」推進委員会設置要領

#### 「チーム学校」推進委員会設置要領

##### (目的)

第1条 教員の負担軽減を図り、教員が授業を中心とする教育活動に専念し、子どもと向き合う時間を十分に確保できるよう総合的に検討するため、教育委員会に「チーム学校」推進委員会を置く。

##### (所掌事務)

第2条 「チーム学校」推進委員会は、主に以下の観点からの具体策・目標値等について議論する。

- (1) 教員とそれを支える多様な人材が連携し、チームとして学校運営に取り組む体制を着実に整えること
- (2) 教員の働き方に関する意識改革を行うとともに、業務量の見直しや進め方の効率化を図ること

##### (組織)

第3条 「チーム学校」推進委員会は、次の各号に掲げる職員により構成するものとする。

- (1) 教育次長
- (2) 教育総務部部長
- (3) 学校教育部長
- (4) 教育総務部総務課長
- (5) 教育総務部教育職員課長
- (6) 教育総務部教育職員課担当課長
- (7) 学校教育部学事課長
- (8) 学校教育部教育指導課長
- (9) 学校教育部教育支援課長
- (10) 学校教育部保健体育課長
- (11) 教育センター所長
- (12) 養護教育センター所長

~~~~~  
報 告 説 明

「学校における働き方改革プラン」の策定について、千葉市教育委員会組織規則第9条第1項の規定に基づき、臨時代理により処理したので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

平成31年1月28日

平成31年千葉市教育委員会会議第1回定例会

[参考資料]

報告第1号関係	1
議案第3号関係	3
議案第4号関係	7
議案第5号関係	9

千葉市教育委員会

教員の業務改善と学校業務の適正化

教員が本来業務に専念できる環境を確保するため、学校の業務を見直します。

- ◎教員が担う業務の明確化・適正化を図ります。
 - ・外部意見等を参考にし、真に教員が担うべき業務の明確化・適正化を図ります。
 - ・各学校の実情や将来の展望を見据えた、教員配置の最適化を図ります。
- ◎パソコン1人1台化による業務の効率化
 - ・Cabinetシステム更新およびパソコン1人1台化により、各種帳簿作成、成績処理等の事務作業の効率化と会議、各種連絡のペーパーレス化等を図ります。
- ◎自動応答電話の設置により、閉庁日及び閉庁時間を導入します。
 - ・閉庁日及び平日19時～翌登校時間15分前までを自動応答設定します。(時間は目安です。各学校の実態に応じて対応)
- ◎部活動ガイドラインを策定し、平日、休日の活動について、それぞれ休養日を設定します。
 - ・文化祭活動ガイドラインを策定します。
 - ・運動部活動ガイドラインを適正に運用します。
- ◎外国語教育への学習支援を行います。
 - ・外国人講師等の派遣、外国語活動のデジタル教材の整備及び年間指導計画の作成等による授業支援を行います。
- ◎各学校における特別支援教育の体制を充実させます
 - ・特別支援教育担当者(学級担任、通級担当者、特別支援教育コーディネーター)の研修を充実します。
 - ・校内支援体制構築への支援を行います。
- ◎教育委員会の各種事業の見直しを進めます。
 - ・各種事業をスクラップ&ビルドの視点で見直します。また、各種調査、会議、行事のさらなる精選を行います。
- ◎カウンセリングルームや教育相談室等の整備状況を調査し、学校の相談体制の環境整備を推進します。
- ◎水泳指導の民間スイミングスクールへの委託化をはじめます。
- ◎普通教室の空調設備設置により、冬季のストーブ関連業務を削減します。

学校における働き方改革プラン概要版

働き方改革の目標

教員一人ひとりの心身の健康保持を実現し、いざいざと教育活動が行えるようにする



加曾利貝塚 PR大使 かそりーぬ

すすめよう30・10運動！

今回の取組で、1人1日**30分**早く帰ることができれば、1か月で約**10時間**、在校時間を削減することができます。



加曾利貝塚 PR大使 かそりーぬ

1011年度まで目標

①1人当たりの勤務時間を除く在校時間数の月平均を2017(平成29)年度の平均49時間から

10時間以上削減する

②勤務時間を除く在校時間が月平均45時間を超える人数の割合を2017(平成29)年度の59%から

3割削減する⇒将来的には0へ

◎は重点的な取組

- ◎
- ◎

例◎毎週〇曜日を一残業日とする
◎休日の部活は顧問、副顧問でバランスよく分担するなど、各学校で実践する内容を盛り込む

各学校の取組

-
-

変えよう、意識を！

教員の意識改革が必要です！業務改善で時間を作り出しても、また、次の新たな仕事に使ってしまえば意味がありません。思い切って業務を精選してみましょう！

教員の意識改革と健康保持の実現

教員の意識改革を図り、長時間労働を是正するとともに、教員の健康保持を実現します。

◎出勤動を客観的に把握・集計するシステムを導入します。
 ・教員の在校時間を客観的に把握し、データ集計するシステムを導入し、管理職による指導・助言等を通じて教員の長時間労働是正を図ります。

◎意識改革のため、プラン概要やリーフレットで啓発します。
 ・働き方改革の意義や取組への理解を広めるため、教員向けにプランの概要版やリーフレットを作成し配付します。

◎教員のメンタルヘルス対策を促進します。
 ・在校時間をもとにして産業医による面談を促進します。

◎休暇・休業の取得を促進します。
 ・年次休暇や男性教員の育児休業取得の促進に向け、職場の雰囲気づくりなどを管理職に働きかけます。

◎学校行事の準備・運営方法見直しを啓発します。

◎教育だよりや教育委員会のホームページを活用し、保護者・地域に働き方改革の意義を伝えます。

◎各学校の働き方改革の好事例を紹介し、取組の啓発をします。

◎勤務時間の削減目標設定を、目標申告制度等に取り入れめます。

「チーム学校」の体制強化と人員配置の工夫

学校に勤務する職員や支援スタッフ、地域ボランティア等の活用により、教員の業務を支援します。

- ◎専門スタッフ等の配置の充実を図ります。
 - ・学校へ配置している以下の非常勤講師や支援スタッフについて、各事業の勤務負担軽減の効果を検証し、支援体制の充実を図ります。
- <特別支援教育に関する配置>
 - 特別支援教育指導員 特別支援教育介助員 スクールメディカルサポート配置事業 等
- <学習支援のための配置>
 - 学校運営充実非常勤 小学校英語専科 英語教育支援員

理数教育充実非常勤 理科教育サポーター 日本語指導通級指導教室指導員 外国人児童生徒指導協力員 等
<生徒指導や教育相談に関する配置>
スクールカウンセラー ソーシャルワーカー 学校経営充実のための非常勤講師等配置事業SMS(スクールマネージメントサポーター) 子どもナビゲーター 等

◎専門スタッフ等の配置を総合的に最適化します。
 ・学校へ配置している非常勤講師や支援スタッフ等を、各学校の実情に応じて最適化するシステムを構築します。

◎学校間連携事業により教員の事務的業務を軽減します。
 ・学校間連携事業により、学校事務職員が学校運営に関する支援を行い、教員の事務負担軽減を図ります。

◎部活動指導員制度を導入します。
 ・専門性のない顧問がいる部活に配置します。
 ※校長が顧問として任命、単独で指導が可能

◎スクールサポートスタッフを配置します。
 ・効果を検証し配置の充実を図ります。
 ※教員の事務的業務の一部を担う非常勤職員

◎地域の人材を活用し教員の業務を支援します。
 ・休み時間や給食の時間の子どもの見守り等について、地域ボランティアを活用します。
 ・学校支援地或本部推進事業と連携して、地域人材の活用を推進します。
 ・地域担当職員の位置づけを検討します。

◎中学校免許外教科指導を解消するため、非常勤講師配置の拡充や複数免許所持者の増員、および、複数校業務併発を進めます。

議案第3号関係 参考資料

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について(議案第3号)

教育総務部教育職員課

1 趣旨

本市の財政状況を踏まえ、教育長の給料等について、減額措置を継続する。

2 内容

給料等の減額措置

平成31年3月31日までとされていた教育長の給料等の減額措置について、平成31年4月1日から平成32年3月31日まで継続する。

※ 減額措置の内容

	減額率					
	現行 (H30.4.1~H31.3.31)			改正後 (H31.4.1~H32.3.31)		
	給料	期末手当	退職手当	給料	期末手当	退職手当
教育長	7%	5%	5%	7% (継続)	5% (継続)	5% (継続)

【参考】市長等の減額措置

	減額率					
	現行 (H30.4.1~H31.3.31)			改正後 (H31.4.1~H32.3.31)		
	給料	期末手当	退職手当	給料	期末手当	退職手当
市長	15%	20%	50%	15% (継続)	20% (継続)	50% (継続)
副市長	7%	10%	10%	7% (継続)	10% (継続)	10% (継続)
常勤の 監査委員	7%	5%	5%	7% (継続)	5% (継続)	5% (継続)
病院事業 管理者	7%	5%	5%	7% (継続)	5% (継続)	5% (継続)

3 施行期日

平成31年4月1日

(参考) 影響額 △1,202千円

新旧対照表（特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年千葉市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例</p>	<p>特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例</p>
<p>第1条～第10条（略）</p>	<p>第1条～第10条（略）</p>
<p>附 則 1～16（略）</p>	<p>附 則 1～16（略）</p>
<p>（教育長の給料の額の特例措置）</p>	<p>（教育長の給料の額の特例措置）</p>
<p>17 教育長に対して平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間において支給する給料の額は、第3条第1項第1号の規定にかかわらず、同号の規定を適用した場合にその者が支給を受けることとなる額から、当該額に100分の7を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p>	<p>17 教育長に対して平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間において支給する給料の額は、第3条第1項第1号の規定にかかわらず、同号の規定を適用した場合にその者が支給を受けることとなる額から、当該額に100分の7を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p>
<p>18～20（略）</p>	<p>18～20（略）</p>
<p>（教育長の期末手当の額の特例措置）</p>	<p>（教育長の期末手当の額の特例措置）</p>
<p>21 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の基準日に在職する教育長に対して支給する期末手当の額は、第3条第2項の規定にかかわらず、同項の規定を適用した</p>	<p>21 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間の基準日に在職する教育長に対して支給する期末手当の額は、第3条第2項の規定にかかわらず、同項の規定を適用した</p>

場合にその者が支給を受けることとなる額から、当該額に100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

22～26（略）

（教育長の退職手当の額の特例措置）

27 平成30年4月1日から平成31年3月31日までに退職をした教育長であった者に係る退職手当の額は、第6条の規定にかかわらず、同条の規定を適用した場合にその者が支給を受けることとなる額から、当該額に100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

以下（略）

場合にその者が支給を受けることとなる額から、当該額に100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

22～26（略）

（教育長の退職手当の額の特例措置）

27 平成30年4月1日から平成32年3月31日までに退職をした教育長であった者に係る退職手当の額は、第6条の規定にかかわらず、同条の規定を適用した場合にその者が支給を受けることとなる額から、当該額に100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

以下（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

新旧対照表
(千葉市生涯学習センター設置管理条例の一部改正)

改正前			改正後		
別表第2			別表第2		
	区分	金額(1日につき)		区分	金額(1日につき)
	ホール	52,250円		ホール	53,210円
研修室	研修室1・2・3 (1室につき)	8,920円	研修室	研修室1・2・3 (1室につき)	9,080円
	大研修室	25,460円		大研修室	25,930円
	食文化研修室	12,330円		食文化研修室	12,550円
	工芸研修室	10,890円		工芸研修室	11,090円
	小会議室	5,630円		小会議室	5,730円
	特別会議室	24,600円		特別会議室	25,050円
	和室	9,050円		和室	9,210円
	マルチメディアスペース	小ホール		21,710円	マルチメディアスペース
パソコン学習室		22,800円	パソコン学習室	23,220円	
スタジオ		13,560円	スタジオ	13,810円	
多目的室		10,000円	多目的室	10,180円	
映像音声加工編集ブース		3,200円	映像音声加工編集ブース	3,250円	
アナウンズブース		1,270円	アナウンズブース	1,290円	
デジタル音楽室 1・2(1室につき)		980円	デジタル音楽室 1・2(1室につき)	990円	
音楽スタジオ		13,250円	音楽スタジオ	13,490円	
舞台設備その他の附属設備		種類又は品目ごとに委員会規則で定める。	舞台設備その他の附属設備	種類又は品目ごとに委員会規則で定める。	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(利用料金の経過措置)

2 第1条の規定による改正後の千葉市生涯学習センター設置管理条例別表第2の規定は、平成31年10月1日(以下「適用日」という。)以後の使用に係る利用料金について適用し、適用日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(科学館の利用料金の経過措置)

3 第2条の規定による改正後の千葉市科学館設置管理条例別表の規定は、適用日以後の観覧及び利用に係る利用料金について適用し、適用日前の観覧及び利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

新旧対照表
(千葉市科学館設置管理条例の一部改正)

改正前			改正後						
【改正前】									
別表			別表						
1 展示の観覧に係る利用料金			1 展示の観覧に係る利用料金						
区 分	常設展示 (1人1回につき)		企画展示 (1人1回につき)						
	個人	団体(30人以上の場合)							
一般	610円	490円	常設展示の額の 3倍を超えない額		一般	620円	490円	常設展示の額の 3倍を超えない額	
高校生	300円	240円			高校生	300円	240円		
小学生・ 中学生	100円	80円			小学生・ 中学生	100円	80円		
備考 「一般」とは、18歳以上の者(高校生を除く。)をいう。次項において同じ。			備考 「一般」とは、18歳以上の者(高校生を除く。)をいう。次項において同じ。						
2 プラネタリウムの投影の観覧に係る利用料金			2 プラネタリウムの投影の観覧に係る利用料金						
区 分	一般投影 (1人1回につき)		特別投影 (1人1回につき)						
	個人	団体(30人以上の場合)							
一般	610円	490円	一般投影の額の 3倍を超えない額		一般	620円	490円	一般投影の額の3 倍を超えない額	
高校生	300円	240円			高校生	300円	240円		
小学生・ 中学生	100円	80円			小学生・ 中学生	100円	80円		
備考 「一般」とは、18歳以上の者(高校生を除く。)をいう。次項において同じ。			備考 「一般」とは、18歳以上の者(高校生を除く。)をいう。次項において同じ。						
3 附帯施設の利用に係る利用料金			3 附帯施設の利用に係る利用料金						
区 分	単 位	金額(1日1回につき)							
バス駐車場	1台につき	2,160円		バス駐車場	1台につき	2,200円			
備考 バスとは、人の運送の用に供する自動車のうち委員会規則で定めるものをいう。			備考 バスとは、人の運送の用に供する自動車のうち委員会規則で定めるものをいう。						
附 則									
(施行期日)									
1 この条例は、公布の日から施行する。									
(利用料金の経過措置)									
2 第1条の規定による改正後の千葉市生涯学習センター設置管理条例別表第2の規定は、平成31年10月1日(以下「適用日」という。)以後の使用に係る利用料金について適用し、適用日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。									
(科学館の利用料金の経過措置)									
3 第2条の規定による改正後の千葉市科学館設置管理条例別表の規定は、適用日以後の観覧及び利用に係る利用料金について適用し、適用日前の観覧及び利用に係る利用料金については、なお従前の例による。									

千葉市公民館設置管理条例の一部改正について（議案第5号）

生涯学習部生涯学習振興課

1 改正の趣旨

平成31年4月1日から公民館の使用の制限を緩和するとともに、平成31年10月1日の消費税率（国・地方）の引上げに伴い、使用料の額を改定するため、条例の一部を改正しようとするもの。

2 改正の理由

(1) 公民館の使用制限の緩和

ア 政治的利用

政治的利用については、社会教育法及び条例の規定によりその使用を制限しているが、公民館は多様な学習機会の確保が求められていることから、社会教育法で禁じられた行為を除き、公民館の使用を認めるよう使用制限を緩和する。

イ 所管区域

活動団体の構成員の居住地は事実上広域化しており、学習活動の活発化を促進するため、所管区域内の住民でなければならないとする制限を廃止する。

ただし、公民館は学びを通じた地域の拠点施設であることを踏まえ、所管区域自体は引き続き存置する。

※ 社会教育委員会議で審議の結果、これらの使用制限は緩和することが適当である旨の答申を受けている。

【社会教育委員会議答申（H30.11.8）の要旨】

- 1 特定の政党の利害に関する事業について
 政党等による不特定多数の市民を対象とした政治報告会に類する活動は、政治的中立性の確保と市民の知る権利に配慮しつつ、使用を認めることが適当である。
- 2 所管区域について
 所管区域を存置することは妥当であるが、所管区域にかかる使用制限は廃止することが適当である。

(2) 使用料の改定

市外住民が負担する使用料について、平成31年10月1日の消費税率（国・地方）の引上げに伴い、現行表示料金に消費税率引上げ分を転嫁する。

3 改正の内容

(1) 公民館の使用制限の緩和

ア 政治的利用

政党等による不特定多数の市民を対象とした政治報告会等の使用を認める。

申請者	対 象	使用方法	改正前	改正後
政党 政派 後援会 政治団体	不特定多数 ※広く市民一般が対象。	市政・県政・国政報告会（政治学習会、勉強会、時局講演会等含む）	不許可	許可
		構成員の勧誘、政治資金パーティー	不許可	不許可
	団体構成員		不許可	不許可

イ 所管区域

公民館を使用しようとする者は公民館の所管区域内の住民でなければならぬという規定を削除する。

(2) 使用料の改定額

【市外住民が負担する使用料】

※本市住民は無料。

区 分		改定前	改定後
公民館使用料	午前9時～12時	750円	760円
	午後1時～5時	750円	760円
	午後5時30分～9時	1,080円	1,100円

積算方法：現行表示料金×110/108＝新料金

内税方式とし、10円未満の端数切捨て。

4 施行期日

(1) 使用制限の緩和

平成31年4月1日

(2) 消費税率引上げに伴う使用料の改定

公布の日（平成31年10月1日以後の使用に適用）

参考（社会教育法抜粋）

（公民館の運営方針）

第23条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

- (1) もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
 - (2) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

新旧対照表（千葉市公民館設置管理条例の一部改正）

改正前	改正後
<p>第1条～第5条（略）</p> <p>（使用の許可）</p> <p>第6条 公民館を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p><u>2 公民館を使用しようとする者は、公民館の所管区域内の住民でなければならない。ただし、指定管理者が社会教育振興上必要と認めて前項の許可をした場合は、この限りでない。</u></p> <p>3 指定管理者は、公民館の管理上必要があると認めるときは、<u>第1項の許可に条件を付することができる。</u></p> <p>（使用の不許可）</p> <p>第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</p> <p><u>(2) 営利を目的とする事業その他これに類するものと認めるとき。</u></p> <p><u>(3) 特定の政党、政派又は宗教を支持し、宣伝し、又は反対すると認めるとき。</u></p> <p><u>(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げる場合のほか、公民館の管理運営上支障があると認めるとき。</u></p> <p>（使用の制限等）</p> <p>第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の使用を制限し、若しくは停止し、第6条第1項の許可を取り消し、又は公民館からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正の手段により第6条第1項の許可を受けた事実が明らかになったとき。</p> <p>(3) 第6条第1項の許可に付した条件に違反したとき。</p>	<p>第1条～第5条（略）</p> <p>（使用の許可）</p> <p>第6条 公民館を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>2 指定管理者は、公民館の管理上必要があると認めるときは、<u>前項の許可に条件を付することができる。</u></p> <p>（使用の不許可）</p> <p>第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</p> <p><u>(2) 法第23条に規定する禁じられた行為に該当すると認めるとき。</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる場合のほか、公民館の管理運営上支障があると認めるとき。</u></p> <p>（使用の制限等）</p> <p>第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の使用を制限し、若しくは停止し、第6条第1項の許可を取り消し、又は公民館からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正の手段により第6条第1項の許可を受けた事実が明らかになったとき。</p> <p>(3) 第6条第1項の許可に付した条件に違反したとき。</p>

- (4) 前条第1号から第4号までに規定する使用不許可の事由が発生したとき。
- (5) 公民館の管理の業務に従事する者の管理上の指示に従わないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、公民館の管理上支障があると認めるとき。

(意見の聴取)

第9条 指定管理者は、必要があると認めるときは、第7条第4号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くよう委員会に求めるものとする。

2 委員会は、前項の規定による求めがあったときは、第7条第4号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くものとする。

(使用料)

第10条 公民館の使用料は、無料とする。ただし、本市住民以外の者が使用する場合の使用料は、別表第2のとおりとする。

第11条～第17条 (略)

附 則 (略)

別表第1 (略)

別表第2

午前9時～12時	午前1時～5時	午後5時30分～9時
750円	750円	1,080円

別表第3 (略)

附 則

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の別表第2の規定は、平成31年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

- (4) 前条第1号から第3号までに規定する使用不許可の事由が発生したとき。
- (5) 公民館の管理の業務に従事する者の管理上の指示に従わないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、公民館の管理上支障があると認めるとき。

(意見の聴取)

第9条 指定管理者は、必要があると認めるときは、第7条第3号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くよう委員会に求めるものとする。

2 委員会は、前項の規定による求めがあったときは、第7条第3号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くものとする。

(使用料)

第10条 公民館の使用料は、無料とする。ただし、本市住民以外の者が使用する場合の使用料は、別表第2のとおりとする。

第11条～第17条 (略)

附 則 (略)

別表第1 (略)

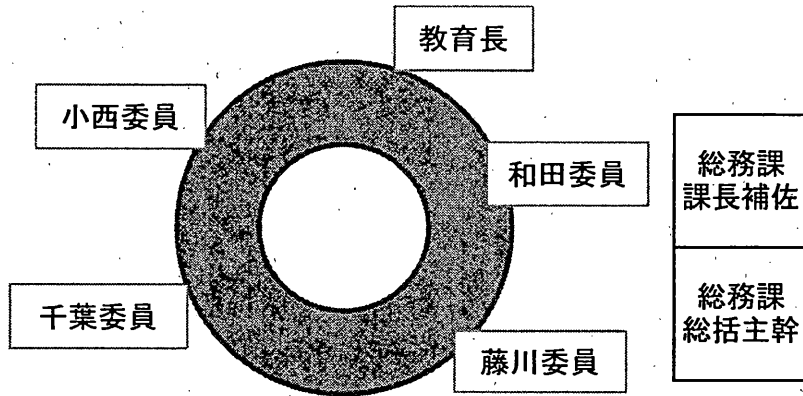
別表第2

午前9時～12時	午前1時～5時	午後5時30分～9時
760円	760円	1,100円

別表第3 (略)

教育委員会会議第1回定例会座席表

1月28日



教育総務部長		教育次長
--------	--	------

学校教育部長		生涯学習部長
--------	--	--------

総務課長		学事課長
------	--	------

生涯学習振興課長	生涯学習振興課担当課長	中央図書館長
----------	-------------	--------

企画課長		教育支援課長
------	--	--------

保健体育課長	保健体育課学校給食担当課長	教育センター所長
--------	---------------	----------

教育職員課長	学校施設課担当課長	学校施設課長
--------	-----------	--------

文化財課長	文化財課担当課長	養護教育センター所長
-------	----------	------------

教育職員課教職員担当課長		教育指導課長
--------------	--	--------

経理班主査		総務班主査
-------	--	-------

総務班		総務班
-----	--	-----

傍聴席(10席)

報道関係(3席)